

# 白岡市介護保険条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第4条及び附則第9条関係

引用条項の改正等に合わせ、所要の文言整理を行う。

### (2) 附則第10条及び附則第11条関係

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われた。

介護保険の第1号被保険者の保険料においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ、令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。保険者（市町村）の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第1号保険料への令和7年度見直しによる影響を遮断するために、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、令和8年度の第1号被保険者の保険料の算定のみに関し、所要の改正を行う。

## 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。